

令和 7 年度

水質検査計画

(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 4 月 1 日)

沖 縄 市 上 下 水 道 局

水質検査計画とは

水質検査は、水質基準に適合し安全であることを保証するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために水質検査項目等を定めたものです。

目 次

1	基本方針	2
2	水道事業の概要	
(1)	給水状況	2
(2)	給水系統	3
3	原水及び浄水の水質状況	
(1)	原水の水質状況	4
(2)	浄水の水質状況	4
4	採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由	
(1)	採水地点	4
(2)	検査項目・検査頻度	4
5	水質検査の方法	9
6	臨時の水質検査	9
7	水質検査結果の公表	10
8	その他の留意事項	
(1)	水質検査における精度管理及び信頼性の保証	10
(2)	関係機関との連携	10
資料 1	令和 7 年度採水地点	11
資料 2	水質基準項目の水質検査頻度	12
資料 3	水質管理目標設定項目の水質検査頻度	15
資料 4	毎日検査項目、水質基準項目の検査方法	17
資料 5	水質管理目標設定項目の検査方法	19

1. 基本方針

沖縄市上下水道局（以下「上下水道局」という。）は、沖縄県企業局（以下「県企業局」という。）が管理する石川浄水場と北谷浄水場から浄水を受水し、市内全域に水道水として供給しています。水道水が安全であることを確認するため、水道法及び各種法令に基づき、過去の水質検査結果や水質状況を総合的に考慮しながら、水質検査計画を策定し実施します。

水質検査は、高度な分析機器を必要とすることから、水道法第20条第3項の登録を受けた機関に委託します。残留塩素や色度、濁度については自己検査でも対応します。

2. 水道事業の概要

（1）給水状況

令和6年度の給水状況は次のとおりです。

表 1. 令和6年度給水状況

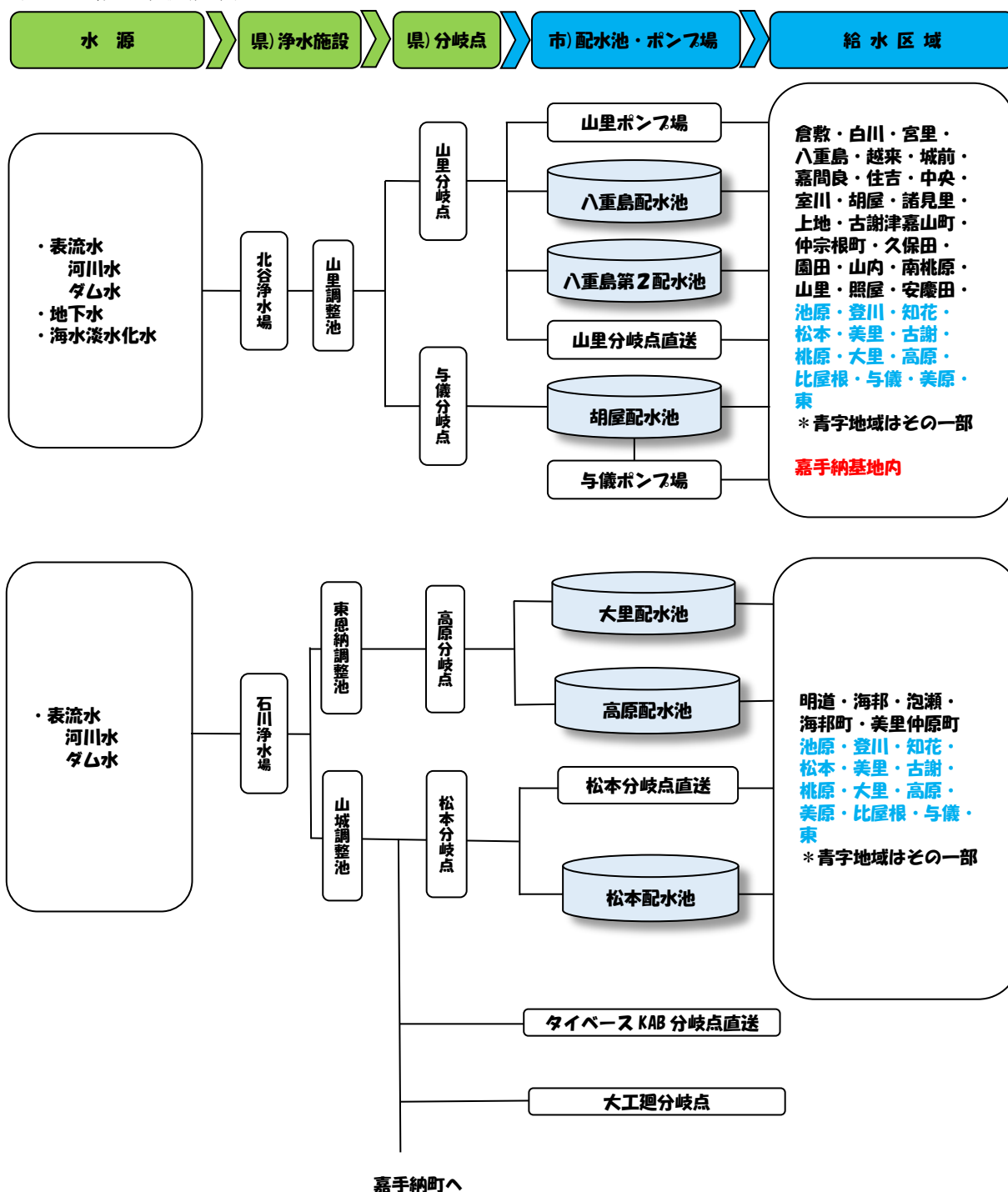
	区 分	内 容	単位	備考
1	給水人口	141,346	人	給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口。
2	給水戸数	67,601	戸	給水契約の対象となっている戸数。
3	普及率	100	%	行政区域内世帯数に対する給水戸数の割合。
4	年間給水量	15,280,044	m ³	民間地域の給水量
5	1人一日最大給水量	386	ℓ	
6	1人一日平均給水量	296	ℓ	
7	有収率	95.90	%	配水量のうち収益につながった水量の割合。

※4～6については、基地内の人口等が確認できないため民間地域の給水量とする。

(2) 給水系統

沖縄市の水道水は、県企業局が管理する北谷浄水場と石川浄水場の2つの浄水場から市内6つの分岐点を経て、市内6つの配水池及び2つのポンプ場へ供給され、各家庭へ給水されています。また、一部地域は直送にて給水を行っています。

図1. 給水系統概略図



比謝川(沖縄市城前町)



倉敷ダム



八重島第2配水池

3. 原水及び浄水の水質状況

(1) 原水の水質状況

県企業局ホームページの水質年報をご参照ください。

(2) 浄水の水質状況

浄水場から分岐点までは県企業局、分岐点から各家庭に給水されるまでは上下水道局が水質管理を行っています。

上下水道局にて水質管理している部分で特に注意している点は残留塩素です。残留塩素は、消毒効果のある塩素のことです。残留塩素があれば水道水に雑菌類等が繁殖することはありません。水道法上、一定量（0.1mg/L）以上残留していることが義務付けられています。

また、貯水槽（タンク）を経由している給水栓（蛇口）では、貯水槽管理の不備等が原因で、異物の混入や藻の発生等により水質異常が発生することがあります。必要な改善に向けて広報紙や上下水道局ホームページ等で貯水槽清掃等と呼びかけています。

4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由

(1) 採水地点（資料1 P10 参照）

上下水道局で行う水質検査は、市内にある6つの配水池から給水されている末端6地点と県企業局の山里分岐点から直接給水している1地点を合計した7地点において採水し検査を行っています。

表 2. 採水地点

NO.	採水地点	配水池系統	浄水系統
1	嘉手納タンク	山里分岐点直送	北谷浄水場
2	宮里第一公園	八重島配水池	
3	倉敷ダム	八重島第2配水池	
4	グレートイースタン	胡屋配水池	
5	池原公民館	松本配水池	石川浄水場
6	ぐるくん公園	大里配水池	
7	県立教育センター	高原配水池	

(2) 検査項目・検査頻度

① 毎日検査項目等

水道法施行規則第15条第一項イに基づき、『色』『濁り』『残留塩素』の検査を1日1回以上行います。

また、平日に限り『カルシウム・マグネシウム等（硬度）』や『pH 値』『電気伝導率』も検査を行います。

表 3. 毎日検査項目

NO.	項目名	基本検査 頻度	設定要件	実施検査 頻度
毎 1	色	1 日 1 回	省略不可	1 日 1 回
毎 2	濁り			
毎 3	残留塩素 (消毒の残留効果)			
毎 4	カルシウム・マグネシウム等 (硬度)	—	性状確認	平日 1 回
毎 5	pH 値	—		
毎 6	電気伝導率	—		

『①毎日検査』は、上下水道局の営業日においては上下水道局の職員が実施し、土日や祝日においては委託業者が実施しています。



② 水質基準 51 項目 (資料 2 P11, P12, P13 参照)

水質基準項目は、水道法で定められた定期の検査です。

水道法施行規則第 15 条第 3 項、第 4 項により規定された検査頻度で行います。ただし、過去 3 年間の水質検査結果を評価し、検査頻度を省略することができる項目もあります。各項目を評価し、『毎月検査項目』『年 4 回検査項目』『年 1 回検査項目』に分類しています。

イ) 毎月検査項目は、項目番号 基 01、02、38、46～51 の 9 項目になります。

表 4-1. 毎月検査項目

NO.	項目名	基本検査 頻度	省略要件	実施検査 頻度
基 01	一般細菌	月 1 回	省略不可	月 1 回
基 02	大腸菌			
基 38	塩化物イオン		連続計測及び記録がな されている場合	
基 46	有機物（TOC 量）			
基 47	p H 値			
基 48	味			
基 49	臭気			
基 50	色度			
基 51	濁度			

『②水質基準項目・③水質管理目標設定項目』の検査については、水道法第 20 条に基づき厚生労働省登録検査機関に委託しています。



ロ) 年 4 回検査項目は、北谷浄水場系統で項目番号 10、13、21～31、33、39、40、44 の 17 項目です。石川浄水場系統は、基 13、39 を除いた 15 項目となります。

表 4-2. 年 4 回検査項目

NO.	項目名	基本検査 頻度	省略要件	実施検査 頻度
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3 月 1 回	省略不可	3 月 1 回 発生時期 年 4 回
基 13	ホウ素及びその化合物		過去の検査結果 を評価	
基 21	塩素酸		省略不可	
基 22	クロロ酢酸			
基 23	クロロホルム			
基 24	ジクロロ酢酸			
基 25	ジブロモクロロメタン			
基 26	臭素酸			
基 27	総トリハロメタン			
基 28	トリクロロ酢酸			
基 29	ブロモジクロロメタン			
基 30	ブロロモホルモ			
基 31	ホルムアルデヒド			
基 33	アルミニウム及びその化合物		過去の検査結果 を評価	
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			
基 40	蒸発残留物			
基 44	非イオン界面活性剤			

ハ) 年 1 回項目は、石川浄水場系統で項目番号 基 3～9、11～20、32、34～37、39、41～43、45 の 27 項目です。北谷浄水場系統では、基 13、39、42、43 を除く 23 項目です。

表 4-3. 年 1 回項目

NO.	項目名	基本検査 頻度	省略要件	実施検査 頻度
基 03	カドミウム及びその化合物	3 月 1 回	過去の検査結果を評価	年 1 回
基 04	水銀及びその化合物			
基 05	セレン及びその化合物			
基 06	鉛及びその化合物			
基 07	ヒ素及びその化合物			
基 08	六価クロム化合物			
基 09	亜硝酸態窒素			
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			
基 12	フッ素及びその化合物			
基 13	ホウ素及びその化合物			
基 14	四塩化炭素			
基 15	1,4-ジオキサン			
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン			
基 17	ジクロロメタン			
基 18	テトラクロロエチレン			
基 19	トリクロロエチレン			
基 20	ベンゼン			
基 32	亜鉛及びその化合物			
基 34	鉄及びその化合物			
基 35	銅及びその化合物			
基 36	ナトリウム及びその化合物			
基 37	マンガン及びその化合物			
基 39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)			
基 41	陰イオン界面活性剤			
基 42	ジェオスミン	発生時期 月 1 回 以上	水源に藻の発生が少なく、 検査を行う必要がないことが 明らかな場合	年 1 回
基 43	2-メチルイソボルネオール			

NO.	項目名	基本検査 頻度	省略要件	実施検査 頻度
基 45	フェノール類	3 月 1 回	過去の検査結果を評価	

③ 水質管理目標設定項目（資料 3 P14, 15 参照）

水質管理目標設定項目とは、今後、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期するために、水道水質管理上、留意すべき項目として設定されたものです。水質基準項目と重複した項目もありますが、より質の高い水道水をめざして基準値より厳しい目標値が設定されています。

表 5. 水質管理目標設定項目

NO.	項目名	実施検査頻度		備考
		北谷浄水場 系統	石川浄水場 系統	
目 01	アンチモン及びその化合物	年 1 回	年 1 回	水源が湖沼等停滞性の地域
目 02	ウラン及びその化合物			水源が河川水
目 03	ニッケル及びその化合物			使用する資機材との関連
目 05	1,2-ジクロロエタン	年 1 回	—	水源が地下水
目 08	トルエン		—	
目 09	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)		年 1 回	水源が湖沼等停滞性の地域
目 10	亜塩素酸	—	—	浄水処理過程において、消毒剤として使用していない
目 12	二酸化塩素	—	—	
目 13	ジクロロアセトニトリル	年 1 回	年 1 回	消毒副生成物
目 14	抱水クロラール			
目 15	農薬類	—	—	臨時の水質検査が必要な時に行う
目 16	残留塩素	—	—	毎日検査と重複する項目
目 17*	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	3 月 1 回	年 1 回	水質基準項目と重複
目 18*	マンガン及びその化合物	年 1 回	年 1 回	
目 19	遊離炭酸	年 1 回	年 1 回	水源が湖沼等停滞性の地域
目 20	1,1,1-トリクロロエタン		—	水源が地下水
目 21	メチル-tert-ブチルエーテル			
目 22	有機物等		年 1 回	水源が湖沼等停滞性の地域
目 23	臭気強度(TON)			
目 24*	蒸発残留物	3 月 1 回	3 月 1 回	水質基準項目と重複
目 25*	濁度	月 1 回	月 1 回	
目 26*	pH 値	月 1 回	月 1 回	水質基準項目と重複
目 27	ランゲリア指数	年 1 回	年 1 回	水源が湖沼等停滞性の地域
目 28	従属栄養細菌			細菌類

NO.	項目名	実施検査頻度		備考
		北谷浄水場 系統	石川浄水場 系統	
目 29	1,1-ジクロロエチレン		—	水源が地下水
目 30※	アルミニウム及びその化合物	3 月 1 回	3 月 1 回	水質基準項目と重複
目 31	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	年 1 回	年 1 回	令和 8 年度より水質基準項目に追加予定

※水質基準項目と重複している項目です。

二) 令和 7 年度の委託先検査機関は以下のとおりとなっております。

検査項目	検査頻度	委託機関
毎日検査項目	土日・祝日等	株式会社 もろみ
水質基準項目・水質管理目標設定項目	月 1 回	株式会社 沖縄環境保全研究所

5. 水質検査の方法（資料 4， 5 P16～18 参照）

水質検査は以下のとおり行います。

項目	検査方法
水質基準項目	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 15 年厚生労働省告知第 261 号）
水質管理設定項目	水質管理目標設定項目の検査方法（平成 15 年健水発第 1010001 号〔最終改正 令和 2 年 3 月 30 日薬生水発 0330 第 1 号〕）
省令に記載されていない項目	上水試験方法（日本水道協会）等

6. 臨時の水質検査

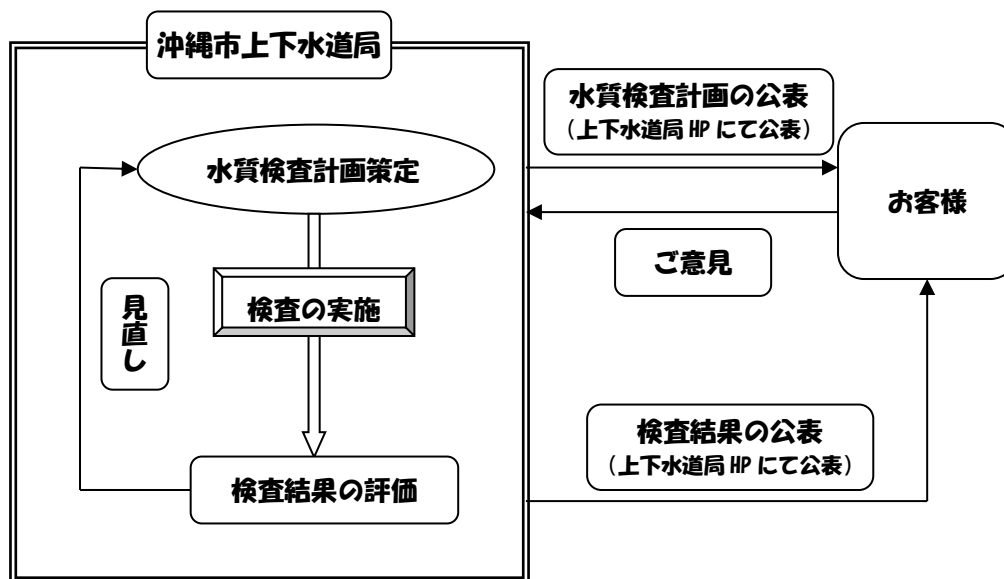
臨時の水質検査は、水道水が以下のような場合により、水質基準に適合しないおそれがあるときに行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 浄水過程の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ④ その他特に必要があると認められるとき。

7. 検査結果の公表

公表した水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果は同ホームページに掲載します。

水質検査計画および検査結果にご意見があればお寄せ下さい。



あて先 沖縄市上下水道局 管理課

〒904-2196 沖縄市美里 5-28-1

TEL 098-937-3691 FAX 098-934-0681

URL : <https://www.city.okinawa.okinawa.jp/kurashi/jougesuidou/jousuidou/index.html>

8. その他の留意事項

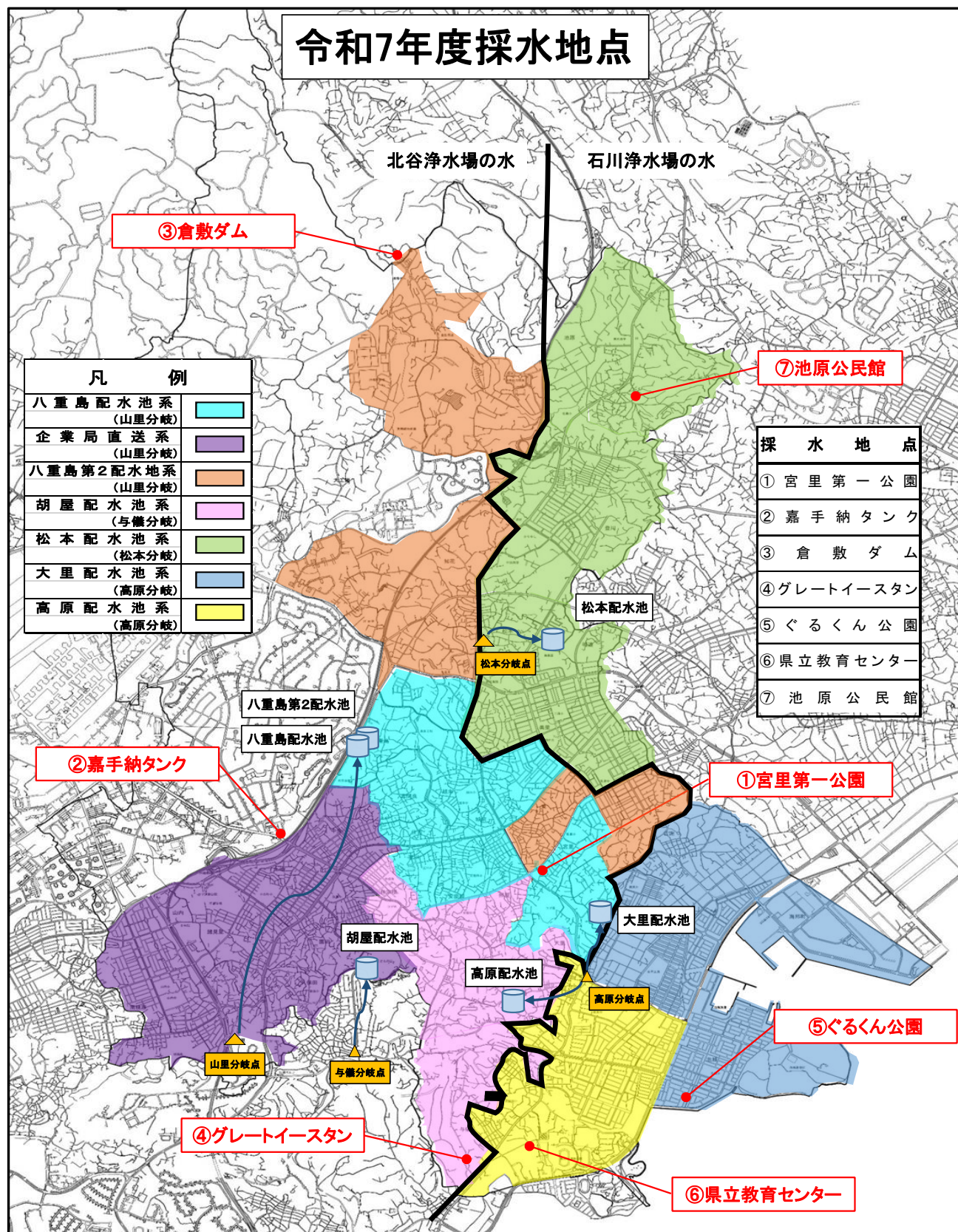
(1) 水質検査における精度管理及び信頼性の保証

水質検査の結果は、水道水の安全性を保証する基礎となるもので、その測定値は正確で信頼性の高いことが求められます。そのため各項目の分析法及び分析機器操作法に基づき検査を行っています。

委託検査機関については、外部精度管理及び内部精度管理の報告書提出を義務付けています。

(2) 関係機関との連携

上下水道局は、県企業局からの浄水を受水しているため、これらの関係機関と連絡を密にし、水質異常時にあっても即応できるよう体制を整えています。



水質基準項目(51項目)				北谷浄水場系統(嘉手納タンク他2箇所)				
検査項目	単位	水質基準	過去3年間(R2～R5年度)の最大(最小)値	基本検査の頻度	省略要件	省略の可否	実施検査の頻度	設定理由
01 一般細菌	個	100以下	40	月1回	省略不可項目	×	月1回	省略不可の為。
02 大腸菌		検出されないこと	－			×	月1回	
03 カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003以下	< 0.0003	3月1回	過去3年間の検査結果が水質基準の1/5以下の場合、1回/年以上、水質基準の1/10以下の場合1回/3年以上に省略可。	○	年1回	基準値の1/10以下なので1回/3年に省略可能であるが、安全等を確認する為、年1回の頻度とする。
04 水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下	< 0.00005			○	年1回	
05 セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下	< 0.001			○	年1回	
06 鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下	< 0.001			○	年1回	
07 ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01以下	< 0.001			○	年1回	
08 六価クロム化合物	mg/l	0.02以下	< 0.001			○	年1回	
09 亜硝酸態窒素(注)	mg/l	0.04以下	< 0.004			○	年1回	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01以下	< 0.001		省略不可項目	×	3月1回	省略不可の為。
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10以下	0.47		過去3年間の検査結果が水質基準の1/5以下の場合、1回/年以上、水質基準の1/10以下の場合1回/3年以上に省略可。	○	年1回	基準値の1/10以下なので1回/3年に省略可能であるが、安全等を確認する為、年1回の頻度とする。
12 フッ素及びその化合物	mg/l	0.8以下	< 0.06			○	年1回	
13 ホウ素及びその化合物	mg/l	1.0以下	0.211			×	3月1回	北谷浄水場の原水に海水が含まれている為、基本検査回数とする
14 四塩化炭素	mg/l	0.002以下	< 0.0002			○	年1回	基準値の1/10以下なので1回/3年に省略可能であるが、安全等を確認する為、年1回の頻度とする。
15 1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	< 0.005			○	年1回	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下	< 0.0004			○	年1回	
17 ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	< 0.0003			○	年1回	
18 テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	< 0.0002			○	年1回	
19 トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	< 0.0002			○	年1回	
20 ベンゼン	mg/l	0.01以下	< 0.0002			○	年1回	
21 塩素酸	mg/l	0.6以下	0.07	3月1回	省略不可項目	×	3月1回	省略不可項目
22 クロロ酢酸	mg/l	0.02以下	< 0.002			×	3月1回	
23 クロロホルム	mg/l	0.06以下	0.007			×	3月1回	
24 ジクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	0.003			×	3月1回	
25 ジブロモクロロメタン	mg/l	0.1以下	0.0277			×	3月1回	
26 臭素酸	mg/l	0.01以下	< 0.001			×	3月1回	
27 総トリハロメタン	mg/l	0.1以下	0.0476			×	3月1回	
28 トリクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	< 0.002			×	3月1回	
29 ブロモジクロロメタン	mg/l	0.03以下	0.013			×	3月1回	
30 ブロモホルム	mg/l	0.09以下	0.0164			×	3月1回	
31 ホルムアルデヒド	mg/l	0.08以下	< 0.008	3月1回	過去3年間の検査結果が水質基準の1/5以下の場合、1回/年以上、水質基準の1/10以下の場合1回/3年以上に省略可。	×	3月1回	基準値の1/10以下なので1回/3年に省略可能であるが、安全等を確認する為、年1回の頻度とする。
32 亜鉛及びその化合物	mg/l	1.0以下	0.015			○	年1回	
33 アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2以下	0.048			×	3月1回	基準値の1/5以上である為、基本検査頻度とする。
34 鉄及びその化合物	mg/l	0.3以下	< 0.01			○	年1回	過去3年間の最高値は、基準の1/10以下なので1回/3年に省略可能であるが、安全等を確認する為、年1回の頻度とする。
35 銅及びその化合物	mg/l	1.0以下	0.003			○	年1回	基準値の1/5以下なので1回/年に省略。
36 ナトリウム及びその化合物	mg/l	200以下	23			○	年1回	過去3年間の最高値は、基準の1/10以下なので1回/3年に省略可能であるが、安全等を確認する為、年1回の頻度とする。
37 マンガン及びその化合物	mg/l	0.05以下	< 0.001	月1回	連続計測及び記録がなされている場合	×	月1回	省略要件不一致
38 塩化物イオン	mg/l	200以下	48		過去3年間の検査結果が水質基準の1/5以下の場合、1回/年以上、水質基準の1/10以下の場合1回/3年以上に省略可。	×	3月1回	基準値の1/5以上である為、基本検査頻度とする。
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	300以下	114	3月1回	過去3年間の検査結果が水質基準の1/5以下の場合、1回/年以上、水質基準の1/10以下の場合1回/3年以上に省略可。	○	年1回	過去3年間の最高値は、基準の1/10以下なので1回/3年に省略可能であるが、安全等を確認する為、年1回の頻度とする。
40 蒸発残留物	mg/l	500以下	210			○	年1回	過去3年間に検出されていないが、安全を確認する為、年1回の頻度とする。
41 陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2以下	< 0.02	発生時期 月1回以上	水源における藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかなる場合	○	年1回	省略要件不一致
42 ジェオスミン	mg/l	0.00001以下	< 0.000001			○	年1回	
43 2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001以下	< 0.000001	3月1回	過去3年間の検査結果が水質基準の1/5以下の場合、1回/年以上、水質基準の1/10以下の場合1回/3年以上に省略可。	×	3月1回	省略要件不一致
44 非イオン界面活性剤	mg/l	0.02以下	< 0.005			○	年1回	基準値の1/10以下なので1回/3年に省略可能であるが、安全等を確認する為、年1回の頻度とする。
45 フェノール類	mg/l	0.005以下	< 0.0005	月1回	連続計測及び記録がなされている場合	×	月1回	省略要件不一致
46 有機物(全有機炭素(TOC)量)	mg/l	3以下	0.9			×	月1回	
47 pH値		5.8以上8.6以下	7.8			×	月1回	
48 味		異常でないこと	異常なし			×	月1回	
49 臭気		異常でないこと	異常なし			×	月1回	
50 色度	度	5以下	0.45			×	月1回	
51 濁度	度	2以下	0.1			×	月1回	

水質基準項目(51項目)				北谷浄水場系統(宮里第一公園)				
検査項目	単位	水質基準	過去3年間(R2～R5年度)の最大(最小)値	基本検査の頻度	省略要件	省略の可否	実施検査の頻度	設定理由
01 一般細菌	個	100以下	0	月1回	省略不可項目	×	月1回	省略不可の為。
02 大腸菌		検出されないこと	－			×	月1回	
03 カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003以下	< 0.0003	3月1回	過去3年間の検査結果が水質基準の1/5以下の場合、1回/年以上、水質基準の1/10以下の場合1回/3年以上に省略可。	○	年1回	基準値の1/10以下なので1回/3年に省略可能であるが、安全等を確認する為、年1回の頻度とする。
04 水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下	< 0.00005			○	年1回	
05 セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下	< 0.001			○	年1回	
06 鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下	< 0.001			○	年1回	
07 ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01以下	< 0.001			○	年1回	
08 六価クロム化合物	mg/l	0.02以下	< 0.001			○	年1回	
09 亜硝酸態窒素 ^(注)	mg/l	0.04以下	< 0.004			○	年1回	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01以下	< 0.001		省略不可項目	×	3月1回	省略不可の為。
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10以下	0.77		過去3年間の検査結果が水質基準の1/5以下の場合、1回/年以上、水質基準の1/10以下の場合1回/3年以上に省略可。	○	年1回	基準値の1/10以下なので1回/3年に省略可能であるが、安全等を確認する為、年1回の頻度とする。
12 フッ素及びその化合物	mg/l	0.8以下	< 0.06			○	年1回	
13 ホウ素及びその化合物	mg/l	1.0以下	0.25			×	3月1回	北谷浄水場の原水に海水が含まれている為、基本検査回数とする
14 四塩化炭素	mg/l	0.002以下	< 0.0002			○	年1回	基準値の1/10以下なので1回/3年に省略可能であるが、安全等を確認する為、年1回の頻度とする。
15 1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	< 0.005			○	年1回	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下	< 0.0004			○	年1回	
17 ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	< 0.003			○	年1回	
18 テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	< 0.0002			○	年1回	
19 トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	< 0.0002			○	年1回	
20 ベンゼン	mg/l	0.01以下	< 0.0002			○	年1回	
21 塩素酸	mg/l	0.6以下	0.08		省略不可項目	×	3月1回	省略不可項目
22 クロロ酢酸	mg/l	0.02以下	< 0.002			×	3月1回	
23 クロロホルム	mg/l	0.06以下	0.0058			×	3月1回	
24 ジクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	0.003			×	3月1回	
25 ジブロモクロロメタン	mg/l	0.1以下	0.0208			×	3月1回	
26 臭素酸	mg/l	0.01以下	< 0.001			×	3月1回	
27 総トリハロメタン	mg/l	0.1以下	0.046			×	3月1回	
28 トリクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	< 0.002			×	3月1回	
29 ブロモジクロロメタン	mg/l	0.03以下	0.0101			×	3月1回	
30 ブロモホルム	mg/l	0.09以下	0.0128			×	3月1回	
31 ホルムアルデヒド	mg/l	0.08以下	< 0.008			×	3月1回	
32 亜鉛及びその化合物	mg/l	1.0以下	0.046	3月1回	過去3年間の検査結果が水質基準の1/5以下の場合、1回/年以上、水質基準の1/10以下の場合1回/3年以上に省略可。	○	年1回	基準値の1/10以下なので1回/3年に省略可能であるが、安全等を確認する為、年1回の頻度とする。
33 アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2以下	0.033			×	3月1回	基準値の1/5以上である為、基本検査頻度とする。
34 鉄及びその化合物	mg/l	0.3以下	0.01			○	年1回	過去3年間の最高値は、基準の1/10以下なので1回/3年に省略可能であるが、安全等を確認する為、年1回の頻度とする。
35 銅及びその化合物	mg/l	1.0以下	0.009			○	年1回	過去3年間の最高値は、基準の1/10以下なので1回/3年に省略可能であるが、安全等を確認する為、年1回の頻度とする。
36 ナトリウム及びその化合物	mg/l	200以下	31			○	年1回	基準値の1/5以下なので1回/年に省略。
37 マンガン及びその化合物	mg/l	0.05以下	< 0.001			○	年1回	過去3年間の最高値は、基準の1/10以下なので1回/3年に省略可能であるが、安全等を確認する為、年1回の頻度とする。
38 塩化物イオン	mg/l	200以下	45	月1回	連続計測及び記録がなされている場合	×	月1回	省略要件不一致
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	300以下	105	3月1回	過去3年間の検査結果が水質基準の1/5以下の場合、1回/年以上、水質基準の1/10以下の場合1回/3年以上に省略可。	×	3月1回	基準値の1/5以上である為、基本検査頻度とする。
40 蒸発残留物	mg/l	500以下	210			×	3月1回	過去3年間の最高値は、基準の1/10以下なので1回/3年に省略可能であるが、安全等を確認する為、年1回の頻度とする。
41 陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2以下	< 0.02	発生時期 月1回以上	水源における藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかの場合	×	3月1回	過去3年間の最高値は、基準の1/10以下なので1回/3年に省略可能であるが、安全等を確認する為、年1回の頻度とする。
42 ジェオスミン	mg/l	0.00001以下	< 0.000001			○	年1回	過去3年間に検出されていないが、安全を確認する為、年1回の頻度とする。
43 2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001以下	< 0.000001	3月1回	過去3年間の検査結果が水質基準の1/5以下の場合、1回/年以上、水質基準の1/10以下の場合1回/3年以上に省略可。	○		
44 非イオン界面活性剤	mg/l	0.02以下	< 0.005			×	3月1回	省略要件不一致
45 フェノール類	mg/l	0.005以下	< 0.0005			○	年1回	基準値の1/10以下なので1回/3年に省略可能であるが、安全等を確認する為、年1回の頻度とする。
46 有機物(全有機炭素(TOC)量)	mg/l	3以下	1	月1回	連続計測及び記録がなされている場合	×	月1回	省略要件不一致
47 pH値		5.8以上8.6以下	7.7			×	月1回	
48 味		異常でないこと	異常なし			×	月1回	
49 臭気		異常でないこと	異常なし			×	月1回	
50 色度	度	5以下	0.5			×	月1回	
51 濁度	度	2以下	0.33			×	月1回	

水質基準項目(51項目)			石川浄水場系統					
検査項目	単位	水質基準	過去3年間(R2～R5年度)の最大(最小)値	基本検査の頻度	省略要件	省略の可否	実施検査の頻度	設定理由
01 一般細菌	個	100以下	0	月1回	省略不可項目	×	月1回	省略不可の為。
02 大腸菌		検出されないこと	-			×	月1回	
03 カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003以下	< 0.0003	3月1回	過去3年間の検査結果が水質基準の1/5以下の場合、1回/年以上、水質基準の1/10以下の場合1回/3年以上に省略可。	○	年1回	基準値の1/10以下なので1回/3年に省略可能であるが、安全等を確認する為、年1回の頻度とする。
04 水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下	< 0.00005			○	年1回	
05 セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下	< 0.001			○	年1回	
06 鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下	< 0.001			○	年1回	
07 ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01以下	< 0.001			○	年1回	
08 六価クロム化合物	mg/l	0.02以下	< 0.001			○	年1回	
09 亜硝酸態窒素 ^(注)	mg/l	0.04以下	< 0.004			○	年1回	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01以下	< 0.001		省略不可項目	×	3月1回	省略不可の為。
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10以下	0.09		過去3年間の検査結果が水質基準の1/5以下の場合、1回/年以上、水質基準の1/10以下の場合1回/3年以上に省略可。	○	年1回	基準値の1/10以下なので1回/3年に省略可能であるが、安全等を確認する為、年1回の頻度とする。
12 フッ素及びその化合物	mg/l	0.8以下	0.06			○	年1回	
13 ホウ素及びその化合物	mg/l	1.0以下	0.017			○	年1回	
14 四塩化炭素	mg/l	0.002以下	< 0.0002			○	年1回	
15 1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	< 0.005			○	年1回	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下	< 0.0004			○	年1回	
17 ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	< 0.0002			○	年1回	
18 テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	< 0.0002			○	年1回	
19 トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	< 0.0002			○	年1回	
20 ベンゼン	mg/l	0.01以下	< 0.0002			○	年1回	
21 塩素酸	mg/l	0.6以下	0.16	3月1回	省略不可項目	×	3月1回	省略不可の為。
22 クロロ酢酸	mg/l	0.02以下	< 0.002			×	3月1回	
23 クロロホルム	mg/l	0.06以下	0.0083			×	3月1回	
24 ジクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	0.004			×	3月1回	
25 ジブロモクロロメタン	mg/l	0.1以下	0.0152			×	3月1回	
26 臭素酸	mg/l	0.01以下	0.002			×	3月1回	
27 総トリハロメタン	mg/l	0.1以下	0.0395			×	3月1回	
28 トリクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	0.002			×	3月1回	
29 ブロモジクロロメタン	mg/l	0.03以下	0.0122			×	3月1回	
30 ブロモホルム	mg/l	0.09以下	0.0058			×	3月1回	
31 ホルムアルデヒド	mg/l	0.08以下	< 0.008	月1回	過去3年間の検査結果が水質基準の1/5以下の場合、1回/年以上、水質基準の1/10以下の場合1回/3年以上に省略可。	×	3月1回	省略不可の為。
32 亜鉛及びその化合物	mg/l	1.0以下	0.016			○	年1回	
33 アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2以下	0.057			×	3月1回	
34 鉄及びその化合物	mg/l	0.3以下	0.0157			○	年1回	
35 銅及びその化合物	mg/l	1.0以下	0.0083			○	年1回	
36 ナトリウム及びその化合物	mg/l	200以下	16.5			○	年1回	
37 マンガン及びその化合物	mg/l	0.05以下	< 0.001	月1回	連続計測及び記録がなされている場合	×	月1回	省略要件不一致
38 塩化物イオン	mg/l	200以下	27			×	月1回	省略要件不一致
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	300以下	44	3月1回	過去3年間の検査結果が水質基準の1/5以下の場合、1回/年以上、水質基準の1/10以下の場合1回/3年以上に省略可。	○	年1回	基準値の1/5以下なので1回/年に省略。
40 蒸発残留物	mg/l	500以下	100		過去3年間の最高値は、基準の1/10以下なので1回/3年に省略可能であるが、安全等を確認する為、年1回の頻度とする。	×	3月1回	基準値の1/5以上である為、基本検査頻度とする。
41 陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2以下	< 0.02	発生時期 月1回以上	水源における濃度の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかな場合	○	年1回	過去3年間の最高値は、基準の1/10以下なので1回/3年に省略可能であるが、安全等を確認する為、年1回の頻度とする。
42 ジェオスミン	mg/l	0.00001以下	< 0.000001			○	年1回	過去3年間に検出されていないが、安全を確認する為、年1回の頻度とする。
43 2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001以下	< 0.000001	3月1回	過去3年間の検査結果が水質基準の1/5以下の場合、1回/年以上、水質基準の1/10以下の場合1回/3年以上に省略可。	○	年1回	過去3年間の最高値は、基準の1/10以下なので1回/3年に省略可能であるが、安全等を確認する為、年1回の頻度とする。
44 非イオン界面活性剤	mg/l	0.02以下	< 0.005			○	年1回	
45 フェノール類	mg/l	0.005以下	< 0.0005	月1回	連続計測及び記録がなされている場合	×	月1回	省略要件不一致
46 有機物(全有機炭素(TOC)量)	mg/l	3以下	1.1			×	月1回	
47 pH値		5.8以上8.6以下	7.7			×	月1回	
48 味		異常でないこと	異常なし			×	月1回	
49 臭気		異常でないこと	異常なし			×	月1回	
50 色度	度	5以下	0.9			×	月1回	
51 濁度	度	2以下	0.1			×	月1回	

水質管理目標設定項目の水質検査頻度

水質管理目標設定項目			北谷浄水場系統		
検査項目	単位	目標値	実施検査の頻度	項目区分	備 考
目01 アンチモン及びその化合物	mg/l	0.02以下	年1回	金属類	水源が湖沼等停滞性の地域
目02 ウラン及びその化合物	mg/l	0.002以下(暫定)			水源が河川水。
目03 ニッケル及びその化合物	mg/l	0.02以下			使用する資機材との関連
目05 1、2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下	年1回	有機物	水源が地下水
目08 トルエン	mg/l	0.4以下			水源が湖沼等停滞性の地域
目09 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	mg/l	0.08以下			
目10 亜塩素酸	mg/l	0.6以下	-	消毒副生成物	浄水処理過程において、消毒剤として使用していない
目12 二酸化塩素	mg/l	0.6以下	-		
目13 ジクロロアセトニトリル	mg/l	0.01以下(暫定)	年1回		消毒副生成物等の観点から着目
目14 抱水クロラール	mg/l	0.02以下(暫定)			
目15 農薬類	mg/l	検出値と目標値の比の和として1以下	-	農薬類120種	臨時の水質検査が必要なときに行う。
目16 残留塩素	mg/l	1.0以下	毎日	消毒副生成物	消毒副生成物等の観点から着目
目17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	10～100以下	3月1回 ^(注1)	無機物	水源が湖沼等停滞性の地域
目18 マンガン及びその化合物	mg/l	0.01以下	年1回 ^(注1)	金属類	
目19 遊離炭酸	mg/l	20以下	年1回	無機物	
目20 1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.3以下	年1回	有機物	水源が地下水
目21 メチル-tert-ブチルエーテル	mg/l	0.02以下	年1回		
目22 有機物等	mg/l	3以下	年1回	一般性状	水源が湖沼等停滞性の地域
目23 臭気強度(TON)		3以下	年1回		
目24 蒸発残留物	mg/l	30～200以下	3月1回 ^(注1)	無機物	
目25 濁度		1度以下	月1回 ^(注1)	一般性状	
目26 PH値		7.5程度	月1回 ^(注1)		
目27 ランゲリア指数(腐食性)		-1程度以上とし、極力0に近づける。	年1回		
目28 従属栄養細菌		2000個/ml以下(暫定)	年1回	微生物	細菌類
目29 1、1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1以下	年1回	有機物	水源が地下水
目30 アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.1以下	3月1回 ^(注1)	無機物	
目31 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	mg/l	PFOSとPFOAの含量として0.00005mg/L以下(暫定)	年2回	有機物	水源が河川水

(注1)水質基準項目と重複する項目。

水質管理目標設定項目の水質検査頻度

水質管理目標設定項目			石川浄水場系統		
検査項目	単位	目標値	実施検査の頻度	項目区分	備 考
目01 アンチモン及びその化合物	mg/l	0.02以下	年1回	金属類	水源が湖沼等停滞性の地域
目02 ウラン及びその化合物	mg/l	0.002以下(暫定)			水源が河川水。
目03 ニッケル及びその化合物	mg/l	0.02以下			使用する資機材との関連
目05 1、2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下	-	有機物	水源が地下水
目08 トルエン	mg/l	0.4以下	-		
目09 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	mg/l	0.08以下	年1回		水源が湖沼等停滞性の地域
目10 亜塩素酸	mg/l	0.6以下	-	消毒副生成物	浄水処理過程において、消毒剤として使用していない
目12 二酸化塩素	mg/l	0.6以下	-		
目13 ジクロロアセトニトリル	mg/l	0.01以下(暫定)	年1回		消毒副生成物等の観点から着目
目14 抱水クロラール	mg/l	0.02以下(暫定)			
目15 農薬類	mg/l	検出値と目標値の比の和として1以下	-	農薬類120種	臨時の水質検査が必要なときに行う。
目16 残留塩素	mg/l	1.0以下	毎日	消毒副生成物	消毒副生成物等の観点から着目
目17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	10～100以下	年1回 ^(注1)	無機物	水源が湖沼等停滞性の地域
目18 マンガン及びその化合物	mg/l	0.01以下	年1回 ^(注1)	金属類	
目19 遊離炭酸	mg/l	20以下	年1回	無機物	
目20 1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.3以下	年1回	有機物	
目21 メチル-tert-ブチルエーテル	mg/l	0.02以下	-		水源が地下水
目22 有機物等	mg/l	3以下	年1回	一般性状	水源が湖沼等停滞性の地域
目23 臭気強度(TON)		3以下	年1回		
目24 蒸発残留物	mg/l	30～200以下	3月1回 ^(注1)	無機物	
目25 濁度		1度以下	月1回 ^(注1)	一般性状	
目26 PH値		7.5程度	月1回 ^(注1)		
目27 ランゲリア指数(腐食性)		-1程度以上とし、極力0に近づける。	年1回		
目28 従属栄養細菌		2000個/ml以下(暫定)	年1回	微生物	細菌類
目29 1、1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1以下	-	有機物	水源が地下水
目30 アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.1以下	3月1回 ^(注1)	無機物	
目31 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	mg/l	PFOSとPFOAの含量として0.00005mg/L以下(暫定)	-	有機物	水源が河川水

(注1)水質基準項目と重複する項目。

○毎日検査項目、水質基準項目の検査方法

検査については、水道法第20条に基づく厚生労働省登録検査機関において検査いたします。

No	検査項目	基準値	検査方法
毎1	色（色度）	5度以下	透過光測定法（390nm吸光度法） 比色法
毎2	濁り（濁度）	2度以下	積分球式光電光度法 比色法
毎3	消毒の残留効果（残留塩素濃度）	0.1mg/l以上	D P D吸光度法
毎4	pH値	5.8以上8.6以下	ガラス電極法
毎5	硬度	300mg/l以下	滴定法（EDTA）
毎6	電気伝導率	—	電極法
基1	一般細菌	100個/ml以下	標準寒天培地法
基2	大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	フレイムレスー原子吸光光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	還元気化ー原子吸光光度法
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	フレイムレスー原子吸光光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法 水素化物発生ー原子吸光光度法 水素化物発生ー誘導結合プラズマ発光分光分析法
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	フレイムレスー原子吸光光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	フレイムレスー原子吸光光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法 水素化物発生ー原子吸光光度法 水素化物発生ー誘導結合プラズマ発光分光分析法
基8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法 水素化物発生ー原子吸光光度法 水素化物発生ー誘導結合プラズマ発光分光分析法
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	イオンクロマトグラフ（陰イオン）による一斉分析法
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	イオンクロマトグラフーポストカラム吸光光度法
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	イオンクロマトグラフ（陰イオン）による一斉分析法
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	イオンクロマトグラフ（陰イオン）による一斉分析法
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析による一斉分析法 ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法 パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析による一斉分析法 ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	固相抽出ーガスクロマトグラフー質量分析法
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析による一斉分析法 ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析による一斉分析法 ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析による一斉分析法 ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析による一斉分析法 ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析による一斉分析法 ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	イオンクロマトグラフ（陰イオン）による一斉分析法 液体クロマトグラフー質量分析法
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	溶媒抽出ー誘導体化ーガスクロマトグラフー質量分析による一斉分析法 液体クロマトグラフー質量分析計による一斉分析法
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析による一斉分析法 ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	溶媒抽出ー誘導体化ーガスクロマトグラフー質量分析による一斉分析法 液体クロマトグラフー質量分析計による一斉分析法
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析による一斉分析法 ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	イオンクロマトグラフーポストカラム吸光光度法 液体クロマトグラフー質量分析法
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムごとに掲げる方法
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	溶媒抽出ー誘導体化ーガスクロマトグラフー質量分析による一斉分析法 液体クロマトグラフー質量分析計による一斉分析法
基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析による一斉分析法 ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法
基30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析による一斉分析法 ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法

○毎日検査項目、水質基準項目の検査方法

検査については、水道法第20条に基づく厚生労働省登録検査機関において検査いたします。

No	検査項目	基準値	検査方法
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	溶媒抽出-誘導体化ーガスクロマトグラフィー質量分析による一斉分析法 誘導体化ー高速液体クロマトグラフ法 誘導体化ー液体クロマトグラフ法ー質量分析法
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	フレイムレスー原子吸光度計による一斉分析法 フレイムー原子吸光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	フレイムレスー原子吸光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	フレイムレスー原子吸光度計による一斉分析法 フレイムー原子吸光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法
基35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	フレイムレスー原子吸光度計による一斉分析法 フレイムー原子吸光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	フレイムレスー原子吸光度計による一斉分析法 フレイムー原子吸光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法 イオンクロマトグラフ(陽イオン)による一斉分析法
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	フレイムレスー原子吸光度計による一斉分析法 フレイムー原子吸光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法 滴定法
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	フレイムー原子吸光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法 イオンクロマトグラフ(陽イオン)による一斉分析法 滴定法
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	重量法
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	固相抽出ー高速液体クロマトグラフ法
基42	ジエオスミン	0.00001mg/l以下	パージ・トラップーガスクロマトグラフィー質量分析による一斉分析法 ヘッドスペースーガスクロマトグラフィー質量分析計による一斉分析法 固相抽出ーガスクロマトグラフィー質量分析法 固相マイクロ抽出ーガスクロマトグラフィー質量分析法
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	パージ・トラップーガスクロマトグラフィー質量分析による一斉分析法 ヘッドスペースーガスクロマトグラフィー質量分析計による一斉分析法 固相抽出ーガスクロマトグラフィー質量分析法 固相マイクロ抽出ーガスクロマトグラフィー質量分析法
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	固相抽出ー吸光光度法 固相抽出ー高速液体クロマトグラフ法
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	固相抽出ー誘導体化ーガスクロマトグラフィー質量分析法 固相抽出ー液体クロマトグラフ法ー質量分析法
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	全有機炭素計測定法
基47	pH値	5.8以上8.6以下	ガラス電極法 連続自動測定機器によるガラス電極法
基48	臭気	異常でないこと	官能法
基49	味	異常でないこと	官能法
基50	色度	5度以下	比色法 透過光測定法 連続自動測定機器による透過光測定法
基51	濁度	2度以下	比濁法 透過光測定法 連続自動測定機器による透過光測定法 積分球式光電光度法 連続自動測定機器による積分球式光電光度法 連続自動測定機器による散乱光測定法 連続自動測定機器による透過散乱法

○水質管理目標設定項目の検査方法

検査については、水道法第20条に基づく厚生労働省登録検査機関において検査いたします。

	項 目	目 標 値	検 査 方 法
目1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して 0.02mg/l以下	水素化物発生－原子吸光光度法 水素化物発生－誘導結合プラズマ発光分光分析法 誘導結合プラズマ－質量分析装置による一斉分析法
目2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して 0.002mg/l以下(暫定)	誘導結合プラズマ－質量分析装置による一斉分析法 固相抽出－誘導結合プラズマ発光分光分析法
目3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して 0.02mg/l以下(暫定)	フレイムレス－原子吸光光度法 誘導結合プラズマ発光分光分析法 誘導結合プラズマ－質量分析装置による一斉分析法
目5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析による一斉分析法 ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法
目8	トルエン	0.4mg/l以下	パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析による一斉分析法 ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/l以下	溶媒抽出－ガスクロマトグラフー質量分析法
目10	亜塩素酸	0.6mg/l以下	イオンクロマトグラフ法 イオンクロマトグラフーポストカラム吸光光度法 液体クロマトグラフー質量分析法
目12	二酸化塩素	0.6mg/l以下	イオンクロマトグラフ法 イオンクロマトグラフーポストカラム吸光光度法
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/l以下(暫定)	溶媒抽出－ガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法
目14	抱水クロラール	0.02mg/l以下(暫定)	溶媒抽出－ガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法
目15	農薬類	検出値と目標値の比の 和として、1以下	農薬ごとに定められた方法による
目16	残留塩素	1mg/l以下	ジエチル-p-フェニレンジアミン法 電流法 吸光光度法 連続自動測定機器による吸光光度法 ポーラログラフ法
目17	カルシウム・マグネシウム等 (硬度)	10mg/l以上100mg/l以下	フレイム－原子吸光光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ－発光分光分析装置による一斉分析法 イオンクロマトグラフによる一斉分析法 滴定法
目18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して 0.01mg/l以下	フレイムレス－原子吸光光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ－質量分析装置による一斉分析法
目19	遊離炭酸	20mg/l以下	滴定法
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/l以下	パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析による一斉分析法 ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法
目21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/l以下	パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析による一斉分析法 ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法
目22	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/l以下	滴定法
目23	臭気強度(TON)	3以下	官能法
目24	蒸発残留物	30mg/l以上200mg/l以下	重量法
目25	濁度	1度以下	比濁法 透過光測定法 連続自動測定機器による透過光測定法 積分球式光電光度法 連続自動測定機器による積分球式光電光度法 散乱光測定法 透過散乱法
目26	pH値	7.5程度	ガラス電極法 連続自動測定機器によるガラス電極法
目27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、 極力0に近づける	計算法
目28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集 落数が2000以下(暫定)	R2A寒天培地法
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析による一斉分析法 ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法
目30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に 関して0.1mg/l以下	フレイムレス－原子吸光光度計による一斉分析法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ－質量分析装置による一斉分析法
目31	ペルフルオロオクタンスル ホン酸(PFOS)及びペルフル オロオクタナ酸(PFOA)	PFOSとPFOAの含量とし て0.00005mg/L以下(暫 定)	固相抽出－液体クロマトグラフー質量分析法